

定 期 報 告 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第 67 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 特定連鎖化事業者の名称等

特定連鎖化事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
主たる事業の細分類番号					
物流統括管理者の 役職名・氏名	役職名 氏 名				
作成担当者 連絡先	所在地 〒				
	職名 氏名 電話番号（ — — ） メールアドレス				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 「特定連鎖化事業者番号」の欄には、連鎖化事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
3 「主たる事業」及び「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該連鎖化事業者において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目	遵守状況		
運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置	① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細 (連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)	☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する措置	① 第一種荷主が運転者一人当たりの一回の運送毎の貨物の重量の増加を図るために講ずる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあっては、これに応じて、必要な協力を行うこと。	
実施状況の詳細		☐ ほぼ全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
② 貨物の入荷量の適正化を図ること。			
②-1 貨物の量の平準化を図ること。			
実施状況の詳細		☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		②-2 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯の集約を図ること。	
実施状況の詳細		☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		②-3 ②-1 及び 2 以外の措置により、貨物の入荷量の適正化を図ること。	
実施状況の詳細		☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	

		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	③ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。		
	実施状況の詳細	☐ ほぼ全ての発注で実施している ☐ 大半の発注で実施している ☐ 一部の発注で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	④ ①～③に掲げる取組が適切かつ円滑に行われるよう、開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の受渡しに関係する業務に係る各部門間及び連鎖対象者との連携を促進すること。		
	実施状況の詳細	☐ ほぼ全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
実効性の確保	① 効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。		
	実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	② 従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。		
実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない		
	具体的な措置の内容		

		実施していない理由	
	③ 運転者の荷待ち時間及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。		
実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
	④ 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。		
実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
	⑤ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。		
実施状況の詳細	☐ 実施している ☐ 一部で実施している ☐ 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		

備考

- 1 各措置における「実施状況の詳細」及び「各施設における状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。なお、「(連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)」旨の記載がない限り、「連鎖対象者が管理する施設」及び「連鎖対象者との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設」を対象として回答すること。
- 2 「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
- 3 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置	
運転者一人 当たりの一回の 運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	

備考 特定連鎖化事業者は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

IV 荷待ち時間の状況等

1 荷待ち時間の状況

1-1 荷待ち時間の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方等について
計測対象施設	連鎖対象者が管理する施設の数：
計測対象期間	
計測対象運行	

備考 荷待ち時間の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

- ・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、連鎖対象者が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- ・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

1-2 計測対象施設の数（報告対象年度末時点）

計測対象施設の数	参考情報	主な計測手法 (任意)

1-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間の計測結果

1回の運送あたりの荷待ち時間等の平均時間（分）												
種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
荷待ち時間												
荷待ち時間等												
荷待ち時間30分以上の施設数												
荷待ち時間等1時間以上の施設数												

備考

- 1-2の「計測対象施設の数」の欄には、報告対象年度末時点の計測対象施設の数を記入すること。
- 1-2の「参考情報」の欄には、当該特定連鎖化事業者の連鎖対象者が管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。
- 1-2の「計測手段」の欄には以下①～⑤から該当する番号を選択して、記載すること（複数選択可）。
 - ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
 - ②受付簿等により計測
 - ③計測要員による記録により計測
 - ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
 - ⑤その他の手法により計測
- 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を

利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。

- 5 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては全ての計測対象施設の平均時間を月別に算出し報告することとするが、計測対象期間を選定した場合においては、連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間の合計時間（付表に記載の施設・運行分は除く。）」を「連続して計測した期間における全ての計測対象施設での受渡しの回数の合計（付表に記載の施設・運行分は除く。）」で除すること。
- 6 荷待ち時間のみ報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「－」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄には「－」を記入すること。

付表 計測対象施設のうち荷待ち時間の報告を省略する施設・運行

該当施設数	報告省略の理由	運行の区分

備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載すること。

- ①当該施設の荷待ち時間が30分未満もしくは荷待ち時間等が1時間未満
- ②特定第二種荷主の定期報告に含めて報告する

2 荷待ち時間の状況に関する参考情報

--

備考 連鎖対象者自らが管理する施設における荷待ち時間の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

3 貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設における寄託契約の締結先との連携状況等について

寄託契約を締結している連鎖対象者の名称	寄託契約締結先の名称	住所	荷待ち時間の短縮に向けた連携状況

備考 欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

4 貨物に係る寄託契約等を締結した者が管理する施設における荷待ち時間の状況に関する参考情報

--